

令和 7 年 第 1 回 伊 佐 市 議 会 定 例 会

提案理由説明

○ 説 明 順

- 1 報 告 第 1 号 (降 壇)
- 2 議 案 第 1 号 ～ 議 案 第 7 号
- 3 令 和 7 年 度 施 政 方 針
- 4 議 案 第 8 号 ～ 議 案 第 50号 (降 壇)

令 和 7 年 2 月 20日 提 出

伊 佐 市 長

令和 7 年 第 1 回 伊 佐 市 議 会 定 例 会 の 開 会 に あ た り 、 報
告 第 1 号 「 専 決 処 分 の 報 告 」 に つ い て 説 明 申 し 上 げ ま す 。

本 件 に つ き ま し て は 、 地 方 自 治 法 第 180 条 第 1 項 の 規 定
に よ り 、 市 長 の 専 決 事 項 に 指 定 さ れ た 1 件 100 万 円 以 下 の
損 害 賠 償 の 額 の 決 定 及 び 和 解 に 関 し 専 決 処 分 し た も の で 、
同 条 第 2 項 の 規 定 に よ り 報 告 す る も の で あ り ま す 。

事 故 の 概 要 に つ き ま し て は 、 伊 佐 市 内 の 相 手 方 駐 車 場
に お い て 、 市 職 員 が 公 用 車 を 事 務 所 前 で 停 車 さ せ よ う と
し た と こ ろ 、 ブ レ ー キ 操 作 を 誤 り 、 相 手 方 所 有 の フ ェ ン
ス を 破 損 さ せ た も の で あ り ま す 。

損 害 賠 償 の 額 及 び 和 解 の 内 容 と い た し ま し て 、 事 故 の
過 失 割 合 は 、 市 を 100 パ ー セ ン ト と し 、 損 害 賠 償 と し て 相
手 方 に 26 万 5,900 円 を 支 払 う こ と を も っ て 、 以 後 市 と 相 手
方 の 双 方 は 、 本 件 事 故 に 関 し 異 議 を 申 し 立 て な い こ と を
確 約 す る も の で あ り ま す 。

以 上 で 報 告 第 1 号 の 説 明 を 終 わ り ま す 。

— — — 降 壇 — — —

議案第1号から議案第7号までについて説明申し上げます。

議案第1号「令和6年度伊佐市一般会計補正予算（第12号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、国・県補助事業などの確定による減額や私立保育所の運営支援に要する経費などについて所要の措置を行っております。

補正の主な内容について歳出から順次説明いたします。

議会費につきましては、議会運営に要する経費について減額の措置を講じ、総務費につきましては、減債基金の積立に要する経費などについて追加の措置を講じたほか、行政情報ネットワーク化の基盤整備に要する経費などについて減額の措置を講じております。

民生費につきましては、国民健康保険事業特別会計及び後期高齢者医療特別会計への繰出金や、私立保育所の運営支援に要する経費などについて追加の措置を講じたほか、「物価高騰対応重点支援事業」のうち、低所得者世帯等への支援に要する経費などについて減額の措置を講じております。

衛生費につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種対策事業の国庫支出金精算返納金に要する経費などについて新たに措置し、衛生センターの管理に要する経費などについて減額の措置を講じております。

農林水産業費につきましては、県営農業農村整備事業に要する経費などについて追加の措置を講じたほか、多

面的機能支払交付金に要する経費などについて減額の措置を講じております。

商工費につきましては、ふるさと応援寄附金の返礼品等に要する経費について追加の措置を講じ、土木費につきましては、橋りょうの修繕に要する経費などについて減額の措置を講じております。

消防費につきましては、消防団員の活動に要する経費などについて減額の措置を講じ、教育費につきましては、小・中学校施設の管理に要する経費などについて減額の措置を講じております。

災害復旧費につきましては、事業費の確定に伴い減額の措置を講じ、公債費につきましては、償還額の確定に伴い減額の措置を講じております。

以上、歳出について説明いたしましたが、歳入については、市税、地方譲与税、利子割交付金、環境性能割交付金、地方交付税、使用料及び手数料、財産収入、寄附金に増額の措置を講じ、地方特例交付金、分担金及び負担金、国庫支出金、県支出金、繰入金、諸収入、市債に減額の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億7,785万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ196億8,961万5千円とするものであります。

このほか、年度内に事業が完了する見込がないため、交通安全施設整備事業ほか14件の事業に、明許繰越による繰越しの措置を講じております。

また、地方自治法第214条の規定により、農業近代化資金利子補給補助金に要する経費を「債務負担行為」として定めております。

なお、地方債では、一般補助施設整備等事業について追加の措置を講じたほか、公共事業等ほか6件について限度額変更の措置を講じております。

次に、議案第2号「令和6年度伊佐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、歳出において保険給付費などに減額の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,599万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億6,316万2千円とするものであります。

次に、議案第3号「令和6年度伊佐市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、歳出において保険給付費などに減額の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億5,843万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億174万8千円とするものであります。

次に、議案第4号「令和6年度伊佐市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、歳出において介護予防計画作成に要する経費について減額の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ45万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,675万6千円とするものであります。

次に、議案第5号「令和6年度伊佐市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、歳出において後期高齢者医療広域連合への保険料納付金について追加の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,225万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億4,420万6千円とするものであります。

次に、議案第6号「令和6年度伊佐市水道事業会計補正予算（第4号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、「収益的収入及び支出」の収入において、水道事業収益を116万9千円減額し、収益的収入の総額を3億5,946万円とするものであります。

支出においては、水道事業費用を325万3千円減額し、収益的支出の総額を3億1,152万1千円とするものであります。

次に、「資本的収入及び支出」の収入において、資本的収入を200万円減額し、資本的収入の総額を1億1,495万円とするものであります。

支出においては、資本的支出を1,375万8千円減額し、資本的支出の総額を1億9,989万8千円とするものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,494万8千円は、減債積立金、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税資本的収支調整額で補填するものであります。

このほか、企業債について、老朽管耐震化事業について限度額変更の措置を講じたほか、「議会の議決を経なければ流用することができない経費」、「たな卸資産購入限度額」について、所要の措置を講じております。

次に、議案第7号「令和6年度伊佐市農業集落排水事業会計補正予算（第3号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、「収益的収入及び支出」の収入において、農業集落排水事業収益を69万2千円追加し、収益的収入の総額を1億8,123万円とするものであります。

支出においては、農業集落排水事業費用を22万5千円追加し、収益的支出の総額を1億7,449万4千円とするものであります。

このほか、「議会の議決を経なければ流用することができない経費」について、所要の措置を講じております。

～ ・ ～ ・ ～ ・ ～ ・ ～ ・ ～ ・ ～ ・ ～ ・ ～ ・ ～ ・ ～ ・ ～ ・ ～

続きまして、令和7年度の市政運営に関する所信の一端を申し述べ、議員の皆様をはじめ、市民の皆様の御理

解と御協力を賜りたいと存じます。

私は、昨年11月の市長選挙において、再び市民の皆様のご支持をいただき、引き続き市政を担う大役を務めさせていただくことになりました。改めて、果たすべき責任の重大さに身の引き締まる思いを感じています。市政発展のために、粉骨砕身の覚悟で頑張ります。

1 はじめに

令和6年11月に発足した第2次石破内閣は、「日本を守り、国民を守り、地方を守り、若者・女性の機会を守り、全ての国民が安心と安全を感じられる未来を創っていくことを目指す」とし、そのための取組として、「日本経済・地方経済の成長」、「物価高の克服」、「国民の安全・安心の確保」の3本の柱で構成する経済対策を打ち出しました。

具体的には、エネルギーコストの上昇に強い経済社会の構築、避難所環境の整備などを含む防災・減災及び国土強靱化、こども子育て支援や女性・高齢者の活躍・参画の推進など「誰一人取り残されない社会」の実現に向けた取組などが示されています。

また、「地方こそ成長の主役である」とし、地方が人口減少・過疎化や地域産業の衰退等の課題に直面する中、地域の産官学金労言と連携し、ICTの技術も活用しながら取り組む、新たな地方創生の施策「地方創生2.0」を起動するなど、日本の活力を取り戻すため、国は、今後益々地方自治体の役割が重要になると考えています。

本市においても、人口減少や過疎・高齢化の進行により、地域社会の担い手不足といった課題が深刻化し、生

活サービスの維持・確保に影響が出つつあり、地方創生に関する取組はこれまで以上に求められています。

そのような中、長年の悲願であった「伊佐・湧水地区特別支援学校」が、旧大口南中学校跡に分置されることが県において決定し、令和11年度の開校を目指し動き始めました。それに先立ち、市では、令和7年度に、同敷地内に、「大口子育て支援センター（ルピナス）」及び「（仮称）子ども第三の居場所」を併設することとしており、関連の就業環境の確保や交流人口の増加といった面においても地方創生に大きく寄与することが期待されます。

また、子育て支援の在り方について、検討を重ねながら特別支援学校との一体的な連携を図ってまいります。

その他にも、「教育日本一」を目指した取組をはじめ、基幹産業の支援、移住定住の促進、観光振興、医療・福祉・介護サービスの充実、防災・減災・国土強靱化など、これまでの様々な取組を継続するとともに、SDGsの達成に向けた取組も視野に入れながら、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指してまいります。併せて、令和8年度に完成予定の新庁舎建設などの大型事業を着実に進めるとともに、本市が安定的な行政運営を行うための行財政改革も引き続き推し進めながら、市民の皆様の生活を守ってまいります。

本市のまちづくりの将来像である「笑顔あふれ、一人ひとりが、幸せ感じるまち」となるよう、市民の皆様と一体となって、しっかりと取組を進めてまいります。

2 主要施策等の概要

あらゆる世代の皆様が、いつまでも住み続けたい、暮らしたいと思えるまちづくりの取組の主なものについて、総合振興計画基本構想に掲げる施策体系に沿って説明申し上げます。

基本目標 1 は、「笑顔で創る明るいまち」です。

地域の基礎組織である自治会や校区コミュニティ協議会における地域活動では、防災や見守り、子育て支援や健康づくり、地域教育など多方面で多くの方々にご活躍いただいております。

令和 7 年度からは、新たに、取組主体となる地域運営組織の活性化に必要なサポートを行う「地域支援員」を導入するなど、今後も地域の主体的な活動が活発になるよう持続可能な組織づくりに対し支援してまいります。

人権啓発の推進については、全ての人がとがしあわせに暮らせるよう理解と認識を深める取組を強化するとともに、人権相談、法律相談等において適切な相談対応を図ってまいります。併せて、全ての人がお互いを尊重し合い、多様な価値観を認め合える社会の構築に向けた啓発を推進してまいります。

基本目標 2 は、「安心して子育てができるまち」です。

子育て支援については、令和 7 年 4 月受診分から、子ども医療費の対象年齢をこれまでの 15 歳到達の年度末から 18 歳到達の年度末までに拡充し、あわせて窓口負担の生じない現物給付方式を導入することで、必要な受診が適時行われるよう支援してまいります。

また、冒頭に少し触れましたが、旧大口南中学校跡に「大口子育て支援センター（ルピナス）」及び「（仮称）子ども第三の居場所」を併設することで、親子で安心して訪れ交流できる場や将来の自立に向けて「生き抜く力」を育むことを目的とした児童育成の場として、相互に連携し用途を拡充することで交流拠点としての整備を図ってまいります。

放課後児童健全育成事業に関しては、必要に応じて効果的な利用が推進されるよう放課後児童クラブの保護者負担金軽減を継続するとともに、利用者の環境を整え、子育て支援の充実を図ってまいります。

保育事業に関しては、病児・病後児保育事業を再開し、保護者負担金の軽減を行いながら、保護者の就労を支援してまいります。

このほか、地域で安心して子どもを産み育てることができるよう、地域産科を支援する取組や妊娠期から出産・子育てまでを通じた相談支援と併せて経済的支援を一体的に行う伴走型相談支援など、これまでの取組も継続してまいります。

本市はこれまで、市民の皆様をはじめ、医療、福祉、教育の各分野の方々と手を繋ぎ協力してきた基盤があります。引き続き、それぞれの強みを生かした子育て支援を伊佐らしく推進してまいります。

基本目標３は、「郷土を愛し、豊かな心を育むまち」です。

令和７年度から令和11年度までの「伊佐市教育大綱」及び「第２次伊佐市教育振興基本計画（前期計画）」の

基本目標として「『伊佐のふるさと教育』の推進」、「地域と学び、未来を創る人づくり」、「伊佐らしい活力ある教育、文化の創造」を掲げており、その実現に向けて様々な取組を進めてまいります。

情報活用能力を育成するため、令和３年度から本市においてGIGAスクール構想がスタートし、１人１台端末の実現をはじめICT環境整備を進めてきました。令和７年度は端末更新が必要なことから、全児童生徒分の更新を円滑に行い、情報教育が後退することのないように環境整備を図ってまいります。

この端末を利用した学習の一例として、昨年度は教育版マイクラフトを活用し、各校区の魅力や課題についてSDGsと絡めながら探究を行う取組を９つの小中学校で実施しており、令和７年度からはこの取組を16校全ての学校で展開するなどICT教育の拡充を図ってまいります。

特別支援教育については、小・中学校の校内支援体制の充実や研修会の実施による教員の専門性の向上、産官学連携等による就学・進学時や、卒業後の切れ目ない支援の推進などに引き続き取り組んでまいります。

また、インクルーシブ教育システムの構築に向けて、新しくできる県立特別支援学校との連携強化に努めます。

社会教育については、市民の多様なニーズに対応した生涯学習講座の開設を行い、生涯学習機会の充実に努めてまいります。

人権教育については、学校、家庭、地域等が緊密な連携の下、積極的な人権同和教育の充実に努め、人権感覚

あふれる共生社会の実現に向けて取り組んでまいります。

家庭教育や青少年教育については、学校・家庭・地域が一体となって青少年の健全育成を推進するとともに、「伊佐さわやかあいさつ運動」を市内の主な事業所に展開し、明るく元気なまちづくりに取り組んでまいります。

図書館については、4つの役割である「支える・役立つ・つなぐ・育むこと」に基づき、人づくりに貢献し成長し続ける図書館となるよう努めてまいります。

文化芸術については、市文化協会や関係団体と連携し、文化芸術活動を行っている団体等の発表機会の確保や、活動状況などの情報提供に努めるとともに、多くの市民が身近なところで、幅広いジャンルの文化芸術に触れることができるよう、自主文化事業を企画・開催し、文化芸術鑑賞の機会の充実を図ってまいります。

スポーツについては、市スポーツ協会や各関係団体と連携し、競技力向上の推進と合わせて、スポーツに親しむ機会を確保し、健康づくりや体力づくりを地域で支える生涯スポーツの推進を図ってまいります。加えて、スポーツ合宿の誘致により交流人口の増加を図り、地域活性化につなげてまいります。

基本目標4は、「ともに支え合い、いきいきと暮らせるまち」です。

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしくいきいきとした暮らしを続けることができるよう、就労・就業等の支援や福祉タクシー利用料の一部助成による移動手段の確保及び支援の推進に取り組んでまいります。加えて、介護予防活動の充実や予防サービス体制等の整

備を行うことで、社会参加の推進を図るとともに、ともに支え合い暮らすことができるよう、総合相談の支援体制や認知症の方及びその家族に対する支援の充実を図ってまいります。

また、安心・安全に暮らすため、「高齢者等見守り事業」等の生活サービスの充実や「成年後見制度利用支援事業」等の権利擁護の推進と高齢者虐待の防止に対する取組を継続しつつ、住み続けることが可能な地域の実現に向けて、居宅サービスや地域密着型サービスの充実を図りながら在宅生活を支えてまいります。さらに、質の高いケアを目指し、事業者との連携や介護人材確保の取組を進めます。

健康的な生活のためには、食事、運動、休養のバランスが重要であり、健康教室等で食の大切さに関する意識向上や、ポイントアップ事業などの継続により、運動する習慣を身に付ける動機付けなどの支援を行い、市民自らが主体的に健康づくりに取り組むよう促してまいります。併せて、特定健診や各種検診の受診率向上に努め、病気の早期発見、早期治療を推進するとともに、保健指導等による生活習慣病の発症や重症化予防のための取組を引き続き実施してまいります。

また、これまでの「高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業」を継続し、健康寿命の延伸を目指す取組を推進します。

さらに、市民が健康に関心を持ち、積極的に健康づくりに取り組み、地域全体で支援する体制づくりを展開するための計画である「第3次健康いさ21」について、関係者の皆様のご意見を伺いながら策定してまいります。

地域医療については、関係機関と連携し、診療科の維持及び医療人材確保に努めるとともに、休日や夜間でも市民が安心して受診できる医療体制の確保に引き続き取り組んでまいります。

国民健康保険については、被保険者数の減少や、一人当たり医療費の増加等により厳しい運営状況が続いていることから、収納率向上などの収入確保対策の強化や医療費適正化等の取組に努め、併せて国民健康保険税率の改定を行い、事業の安定的な運営を図ってまいります。

身近な地域においては、市民の自助、共助の意識の醸成を図りながら、地域共生社会の実現に向けた取組を継続するとともに、複雑化、複合化した支援ニーズに対応するため、社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会、校区コミュニティ協議会などの関係機関と相互に協力しながら、重層的な支援体制の構築を図ってまいります。

障がいのある方については、健やかで自立した生活のためのサポート、地域との交流や就労支援の取組を推進します。加えて、基幹相談支援センターでは、地域課題に対し、専門職による丁寧な相談対応を行ってまいります。

また、生活に困窮している市民に対しては、その状況に応じた対応や自立の助長を行いながら、不安の解消と安心できる暮らしを支援してまいります。

基本目標 5 は、「活力ある産業と賑わいのあるまち」です。

農業については、国県の施策を基本としつつ、伊佐米をはじめ品質の高い農産物の生産を関係機関等と連携し

ながら推進してまいります。併せて、改正「食料・農業・農村基本法」による国の方針や政策を見極めながら、本市の実情に応じた農業振興に取り組んでまいります。

生産基盤である農地や農道等の農業用施設に関しては、計画的な整備を行うことで生産性の維持・向上を図るとともに、地域における共同作業による適正な維持管理や長寿命化などの取組に対する支援を継続して実施してまいります。

畜産業については、国等の補助事業を活用した施設・設備の整備により経営規模拡大を支援することで、市内飼養頭数の維持に努め、併せて、優良種雌牛の地域内保留により市場価値の高い子牛の生産を推進し、魅力ある地域畜産業の振興に努めてまいります。

また、国内各地で散発的に発生している高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病に関して、畜産農家の防疫対策の徹底を推進しつつ、関係機関と連携した侵入・感染拡大防止の取組に努めてまいります。

鳥獣被害対策では、猟友会との連携を密にし、鳥獣被害防止計画に基づく捕獲や侵入防止柵の設置などにより農林作物の被害防止を図るとともに、ジビエ等の普及啓発にも取り組んでまいります。

環境保全の取組に関しては、家畜排せつ物などの資源リサイクルによる有機肥料の利用を促進し、化学肥料の低減定着により環境にやさしい生産体制の構築に努めてまいります。

林業については、令和7年4月に開校する「かごしま林業大学校」への通学費支援や林業従事者等の雇用拡大

の取組など、森林の整備を担う人材の育成・確保を促進します。加えて、森林施業の集約化を図りながら、計画的な間伐や再造林等の森林整備を進め、路網整備や高性能林業機械の導入による安定的な供給体制づくりを推進することで、環境の保全、多様で健全な森林づくりに努めてまいります。

水産業については、川内川の内面の資源保護のため、関係機関と連携し、外来魚駆除や稚アユ等の放流の支援を行い、在来魚の保護に努めてまいります。

商工業については、商工会と連携した創業セミナーや専門家による商品開発、販路開拓、パッケージデザイン等の磨き上げのサポートを継続して実施するとともに、屋台村やもみじバルの民間イベント等への支援を行いながら、地域の活性化を図ってまいります。

また、立地企業や事業所等へのフォローを適時的確に行い、雇用の維持はもちろん、増設等の投資に向けて企業との連携を十分に図るとともに、県の企業立地懇話会等を通して企業誘致の取組を進めてまいります。さらに、ふるさと納税返礼品を通じて市内事業所の活性化を図りつつ、各地のふるさと会やふるさと応援大使などとの連携により、伊佐市ファンの更なる獲得にも努めてまいります。

人材確保については、市内企業を中心とした合同企業説明会や高校生向け企業見学会を継続して開催するとともに、県始良伊佐地域振興局主催による管内企業の合同説明会など、県とも連携して取り組んでまいります。

観光については、市主催の桜まつりウィークや紅葉ライトアップ等に加え、民間事業者が主体の曾木の滝イル

ミネーション等の既存の集客イベントの充実や、モノづくりとゲストハウスを掛け合わせた体験型観光の促進など、既存の地域資源の有効活用を意識し、地域に財貨を落とす取組を関係団体と連携してまいります。

移住、定住の取組については、首都圏を中心に、自然豊かで住みやすい本市のPRを引き続き行うとともに、空き家・空き店舗バンクの内容充実を図り、移住体験住宅を活用しながら移住希望者の多様なニーズに応えるよう努めてまいります。

基本目標 6 は、「安全、安心な住みよいまち」です。

公共交通については、高齢化、過疎化が進む中、地域基盤としての重要性が高まっています。地域公共交通利便増進実施計画をもとに、さらなる利用促進を図りつつ、引き続き持続可能な交通体系について研鑽を積んでまいります。

また、市内交通事業者と連携し、乗務員の確保や経営状況改善等について継続的な協議を行い、公共交通の供給体制の確保に努めてまいります。

公共インフラについては、頻発する大規模災害からの教訓を受けて「防災・減災、国土強靱化」への対策がますます重要となっています。道路や橋梁、河川環境については、国や県、関係団体と一体となり計画的に必要な補修・整備を進め、気候変動による気象災害や環境の変化に伴う影響を最小限に止めるよう、適切な安全管理と被害防止に努めるとともに、長寿命化計画に基づき公共インフラの安全性の確保を引き続き図ってまいります。

環境保全については、全国的な課題となっている適切

な管理が行われていない空き家等の対策や合併処理浄化槽への転換の推進に取り組むとともに、ごみ分別の徹底やごみの減量化などについての取組を引き続き推進し、安全で快適に暮らせる良好な生活環境の整備に努めてまいります。

水道事業については、伊佐市水道事業経営戦略に基づき、施設・管路の改築更新や耐震化を進め、公営企業の基本原則を堅持しながら、安全で安心な水の安定供給を図ってまいります。

土地利用については、昨年度に引き続き都市計画マスタープランの策定を進める中で、まちづくりの基本的課題を整理し、具体的なまちづくりの方向性及び将来像、将来都市構造、都市計画の基本的な方針について検討してまいります。

また、農地の合理的な利用を図るため「農業振興地域整備計画」を策定し、農業の健全な発展に資する取組を図ってまいります。

防災対策については、避難訓練等により市民の防災意識の高揚を図るとともに、災害等の緊急時は、緊急速報メールやSNS、防災行政無線等による多方面からの通知をいち早く行い、また避難所においては簡易ベッドを配備するなど設備の充実を図り、市民の生命や財産を守ることに努めてまいります。

さらに、非常時における救援物資等の備えを継続して行うとともに、避難時に支援が必要な市民の「個別避難計画」の作成を自治会・地域コミュニティ協議会等と連携して進めてまいります。

また、道路交通法の改正に伴い、規定総重量を超える消防車両を運転できない消防団員について、運転免許取得に要する経費の支援を行うなど消防団員の確保や消防団活動の安定的な運営のための支援を行ってまいります。

防犯対策については、近年、多発している特殊詐欺や消費生活に関する被害の防止のための啓発や相談体制の充実に、引き続き努めてまいります。

交通安全対策については、交通安全キャンペーン等を通して、市民の交通安全意識の高揚を図るとともに、運転に不安を抱える高齢者等の運転免許の自主返納を促す取組の効果検証も行い、交通安全の確保に努めてまいります。

また、ガードレール等の交通安全施設や区画線の整備、通学路の安全対策の強化に計画的に取り組み、安全で安心な暮らしの充実を図ってまいります。

次に、ここまで説明しました事業展開と一体となって取り組む「行財政改革」の概要について、説明申し上げます。

年々、多様化、細分化してきている市民ニーズに対し、機動的な対応をするためには、継続して行財政改革に取り組む、安定的な行政運営を行う必要があります。

官民連携を進めながら、公共施設の効率的な管理運営に努め、社会情勢や行政課題の変化に対応するため、事務事業の見直しや組織機構の見直し等を継続して実施するとともに、地域におけるデジタルデバイド対策の取組を継続しながら、行政手続のオンライン化など自治体DXに取り組む、市民の利便性の向上を図るとともに、業

務の効率化を進め、持続可能な行政運営に努めてまいります。

3 最後に

鹿児島県が生んだ偉大な成功者である稲盛和夫先生の著書の中に「私たちはいくつになっても夢を語り、明るい未来の姿を描ける人間でありたい。夢を抱けない人に創造や成功がもたらされることはないし、人間的な成長もない。なぜなら、夢を描き、創意工夫を重ね、ひたむきに努力を重ねていくことを通じて、人格が磨かれていくからだ。その意味で、夢や思いというのは人生のジャンプ台といえよう。」とあります。

このことは、人の成長や成功のためだけに当てはまることではなく、行政運営についても同じことが言えます。マイナスな要素だけに着目するのではなく、夢を語り続け、今出来ることに最善を尽くし、失敗を恐れないチャレンジ精神を持ち続けながら、「夢ある伊佐」を実現するために、精力的に前に進んでいきたいと思えます。

改めて市民の皆様の御理解と御協力をお願いいたしまして、令和7年度の施政方針といたします。

～ ・ ～ ・ ～ ・ ～ ・ ～ ・ ～ ・ ～ ・ ～ ・ ～ ・ ～ ・ ～ ・ ～ ・ ～

次に、議案第8号「令和7年度伊佐市一般会計予算」について、歳出から順次説明申し上げます。

議会費につきましては、1億3,916万2千円を計上いたしました。

次に、総務費につきましては、58億1,858万2千円を計

上いたしました。

主な事業として、新庁舎建設事業、行政情報ネットワーク化基盤整備事業、コミュニティ協議会運営・育成事業などに予算を措置しております。

次に、民生費につきましては、72億2,396万8千円を計上いたしました。

主な事業として、子育て支援センター等の建設事業、私立保育所運営支援、障害者介護給付費、国民健康保険事業や介護保険事業などの特別会計への繰出し、児童手当支給事業、高齢者の入所措置費、生活保護扶助費などに予算を措置しております。

次に、衛生費につきましては、12億9,215万3千円を計上いたしました。

主な事業として、伊佐湧水環境管理組合（未来館）への負担金、伊佐市衛生センターの維持管理、一般廃棄物収集運搬事業、布計鉱山鉱害防止事業、水道事業会計への負担金などに予算を措置しております。

次に、労働費につきましては、786万1千円を計上いたしました。

シルバー人材センターへの活動補助に予算を措置しております。

次に、農林水産業費につきましては、12億6,474万2千円を計上いたしました。

主な事業として、農業費においては、多面的機能支払交付金、農業集落排水事業会計への負担金、中山間地域等直接支払交付金、鳥獣被害総合対策などに予算を措置し、林業費においては、林道整備事業、森林経営管理事業などに予算を措置しております。

次に、商工費につきましては、８億６３０万７千円を計上いたしました。

主な事業として、ふるさと納税者への返礼品等の経費、公園管理事業、商工振興事業などに予算を措置しております。

次に、土木費につきましては、８億１４７万１千円を計上いたしました。

主な事業として、道路新設改良事業、市道維持管理事業、橋りょうや舗装の長寿命化修繕事業などに予算を措置しております。

次に、消防費につきましては、７億７,５００万３千円を計上いたしました。

主な事業として、伊佐湧水消防組合への負担金、非常備消防事業、防災対策推進事業などに予算を措置しております。

次に、教育費につきましては、２３億８６０万９千円を計上いたしました。

主な事業として、文化会館の大規模改修事業、小中学校の児童・生徒用タブレット端末の更新、小中学校の小

規模改修事業、学校給食センターの運営に係る経費、学校・社会教育・体育施設等の維持管理などに予算を措置しております。

次に、災害復旧費につきましては、公共土木施設災害、農林水産施設災害の現年及び過年災害の見込額 1 億 6,043 万 7 千円を計上いたしました。

このほか、公債費につきましては、20 億 570 万 5 千円を計上し、長期債の元金・利子の償還金のほか一時借入金の利子相当分を措置し、予備費においては 3,000 万円を計上いたしました。

これら歳出予算の財源として、市税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金及び諸収入の自主財源 35.3% と、地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、環境性能割交付金、地方特例交付金、地方交付税、交通安全対策特別交付金、国庫支出金、県支出金及び市債の依存財源 64.7% をもって措置しております。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 226 億 3,400 万円とするものであります。

なお、地方自治法第 214 条の規定による「債務負担行為」、同法第 230 条第 1 項の規定による「地方債」、同法第 235 条の 3 第 2 項の規定による「一時借入金」、同法第 220 条第 2 項ただし書の規定による「歳出予算の流用」についても定めております。

次に、議案第 9 号「令和 7 年度伊佐市国民健康保険事

業特別会計予算」について説明申し上げます。

県とともに国民健康保険制度を運営するもので、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ31億7,940万円とするものであります。

なお、「一時借入金」、「歳出予算の流用」につきましても定めております。

次に、議案第10号「令和7年度伊佐市介護保険事業特別会計予算」について説明申し上げます。

主に65歳以上の高齢者への介護保険給付及び介護予防事業を行うもので、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ30億6,750万円とするものであります。

なお、「債務負担行為」、「一時借入金」、「歳出予算の流用」についても定めております。

次に、議案第11号「令和7年度伊佐市介護サービス事業特別会計予算」について説明申し上げます。

介護予防サービス計画作成に関する事業を行うもので、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,770万円とするものであります。

次に、議案第12号「令和7年度伊佐市後期高齢者医療特別会計予算」について説明申し上げます。

75歳以上の高齢者及び障害認定を受けた65歳以上の高齢者に対する医療保険制度を運営するもので、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億1,430万円とするも

のであります。

なお、「歳出予算の流用」についても定めております。

次に、議案第13号「令和7年度伊佐市地方卸売市場特別会計予算」について説明申し上げます。

この事業は公設地方卸売市場を管理運営するもので、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,370万円とするものであります。

次に、議案第14号「令和7年度伊佐市水道事業会計予算」について説明申し上げます。

水道事業の予定量は、給水戸数9,882戸、年間総給水量178万6,422立方メートルと計画し、予算を編成いたしております。

まず、「収益的収入及び支出」について説明申し上げます。

収入につきましては、水道料金などの営業活動による営業収益と一般会計負担金などの営業外収益を合わせた水道事業収益の総額を3億6,600万2千円としております。

支出につきましては、業務運営及び施設の運転維持管理に要する経費や減価償却費などの営業費用と企業債償還利息などの営業外費用等を計上し、水道事業費用の総額を3億1,076万円としております。

次に、「資本的収入及び支出」について説明申し上げます。

収入につきましては、事業の実施のために借り入れる企業債等を計上し、収入の総額を2億878万2千円としております。

支出につきましては、老朽化した水道管の布設替えに要する経費などを計上し、支出の総額を5億940万7千円としております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額については、減債積立金、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税資本的収支調整額で補填するものであります。

そのほか、「企業債」、「一時借入金」、「予定支出の各項の経費の金額の流用」、「議会の議決を経なければ流用することができない経費」及び「たな卸資産購入限度額」についても定めております。

次に、議案第15号「令和7年度伊佐市農業集落排水事業会計予算」について説明申し上げます。

農業集落排水事業の予定量は排水戸数1,126戸、年間総排水量27万7,182立方メートルと計画し、予算を編成いたしております。

まず、「収益的収入及び支出」について説明申し上げます。

収入につきましては、排水使用料などの営業活動による営業収益と一般会計負担金などの営業外収益を合わせた農業集落排水事業収益の総額を1億6,116万3千円としております。

支出につきましては、業務運営及び施設の運転維持管理に要する経費や減価償却費などの営業費用と企業債償還利息などの営業外費用等を計上し、農業集落排水事業費用の総額を１億５,９４４万７千円としております。

次に、「資本的収入及び支出」について説明申し上げます。

収入につきましては、一般会計からの出資金を計上し、収入の総額を５,２５３万４千円としております。

支出につきましては、建設改良企業債元金償還金に要する経費などを計上し、支出の総額を１億２９５万５千円としております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額については、過年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税資本的収支調整額及び当年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

そのほか、「一時借入金」、「予定支出の各項の経費の金額の流用」、「議会の議決を経なければ流用することができない経費」及び「他会計からの補助金」についても定めております。

次に、議案第１６号「伊佐市地方卸売市場条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、令和７年３月３１日をもって大口地方卸売市場管理組合が解散することに伴い、伊佐市がその事務を承継し、卸売市場法に基づく地方卸売市場を開設するため、本条例を制定するものであります。

す。

次に、議案第17号「伊佐市地方卸売市場卸売業者経営資金貸付基金条例」の制定について、

議案第18号「伊佐市地方卸売市場卸売業者経営資金貸付条例」の制定について及び

議案第19号「伊佐市地方卸売市場施設整備基金条例」の制定について説明申し上げます。

これら3件につきましても、大口地方卸売市場管理組合の解散に伴い、伊佐市が大口地方卸売市場卸売業者経営資金貸付基金、卸売業者への経営資金貸付制度及び大口地方卸売市場施設整備基金を承継するために、それぞれ条例を制定するものであります。

次に、議案第20号「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、地方公務員法の一部改正に伴い、条例中で引用している条項にずれが生じたため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第21号「伊佐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部改正に伴い、仕事と生活の両立支援の拡充のため、超過勤務の免除となる職員の範囲の見直し等について、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第22号「伊佐市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の制定について及び

議案第23号「伊佐市技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

これら2件につきましては、国家公務員の給与改定に準じ、職員の扶養手当、給料表等のほか、令和7年度以降の期末手当及び勤勉手当について、また、技能、労務職員においても扶養手当について、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第24号「伊佐市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」の制定について、

議案第25号「伊佐市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の制定について及び

議案第26号「伊佐市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

これら3件につきましても、国家公務員の給与改定に準じ、市議会議員、特別職の職員の期末手当及び会計年度任用職員の期末手当、勤勉手当について、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第27号「伊佐市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、農業委員会委員、農地利用最適化推進委員への費用弁償の支給及び令和7年度から

新設する都市計画マスタープラン策定委員会委員への報酬の支給のため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第28号「伊佐市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、市長、副市長及び教育長並びに職員の宿泊料及び食卓料を同額とし、日当を支給しない措置を引き続き1年間延長するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第29号「伊佐市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、非常勤消防団員の処遇改善を図り、シニア層の活躍を推進するため消防団員退職報償金の勤務年数区分に新たに勤続35年以上の区分を設けることについて、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第30号「伊佐市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、国民健康保険事業特別会計における国民健康保険事業費納付金に対する国民健康保険税収入の不足を補い、保険事業の安定的な運営を確保するため、国民健康保険税の所得割額、均等割額及び平等割額について、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第31号「伊佐市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、水道整備・管理行政における国の所管が厚生労働省から国土交通省へ移管され、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準が見直されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第32号「伊佐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、管理栄養士受験資格の見直し及び保育所、小規模保育事業所等における満3歳以上の児童に係る保育士及び保育従事者の配置基準の見直しに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第33号「伊佐市農村情報連絡施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、令和7年4月1日から市内全域で防災行政無線が供用開始されることに伴い、本条例を廃止するものであります。

次に、議案第34号「工事請負契約の一部変更」について説明申し上げます。

本件につきましては、令和6年4月22日議決第34号として可決された「伊佐市新庁舎建設工事・大口ふれあい

センター大規模改修工事（建築工事）」に関し、4,948万6千円を増額した変更後の契約金額40億8,714万6千円とすることについて、2月4日に建設工事請負変更仮契約を締結しましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び伊佐市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

契約金額変更の内容につきましては、大口ふれあいセンター屋上の床部分及び手すり壁部分に含まれるアスベスト除去に要する費用などを追加するためのものであります。

次に、議案第35号から議案第47号までの13件の「農業委員会委員の任命」について説明申し上げます。

これら13件につきましては、現在、在任中の農業委員会委員の任期が本年3月31日をもって任期満了となることに伴い、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第35号から議案第47号までの議案13件のうち、農業委員会等に関する法律第8条第5項に基づく認定農業者及び同法律第8条第5項ただし書に基づく区域内の認定農業者が少ない場合における緩和要件の認定農業者に準ずる者による農業委員会委員としまして、大塚公一氏、丸目純久氏、中間講記氏、竹下秀樹氏、久松淳一氏、高松淳美氏、井立田裕也氏の7名を、同法律第8条第6項に基づく農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない農業委員会委員としまして、前田和文氏、山下優子氏、小椎八重猛氏の3名を、

公募による農業委員会委員としまして、
山之上正幸氏、新原善和氏、伊東吉郎氏の3名を、
合計しまして13名の農業委員会委員を任命したいので、
議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第48号「教育委員会委員の任命」について説明申し上げます。

本件につきましては、現在、教育委員会委員であります長野則夫氏の任期が本年3月26日をもって満了となりますが、引き続き長野氏を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第49号「監査委員の選任」について説明申し上げます。

本件につきましては、現在、監査委員であります宮原孝文氏の任期が本年3月31日をもって満了となりますが、引き続き宮原氏を監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第50号「副市長の選任」について説明申し上げます。

本件につきましては、現在、副市長であります森元裕樹氏が本年3月31日をもって退職されることから、新たに副市長として、田中健一氏を選任しようとするものであります。

田中氏は、昭和54年に菱刈町職員として奉職以来40年

以上にわたり行政に携わってこられ、その間、教育委員会スポーツ推進課長などを歴任され、その卓越した行政手腕は衆目の一致するところであります。また、スポーツを通じた青少年の健全育成にも携わるなど、その優れた人格や指導力、見識は、本市の発展に大いに寄与していただけるものと期待するものであります。

以上のことから、田中健一氏を本市の副市長に適任であると考え、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上、議案50件についての説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

——— 降 壇 ———